

2012.9

PL Report <2012 No.6>

国内の PL 関連情報

■ コンセントキャップの誤飲事故に注意

(2012 年 7 月 18 日 毎日新聞)

東京都は、感電事故を防ぐためコンセントに取り付けられた「いたずら防止用コンセントキャップ」を乳幼児が外して誤飲する恐れがあるとして注意を呼びかけた。

PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）によせられた「8 ヶ月の子供がコンセントキャップを口の中に入れて遊んでいた。誤飲につながる危険がある。コンセントキャップは子供の力で外れてしまうくらい緩い。」という情報を元に東京都がインターネットによるアンケート調査を行った。乳幼児を持つ保護者 1069 人を調査した結果、約 6 割の人がキャップを使用した経験を持ち、うち約 3 割以上の子供がキャップを外したと回答があった。

このインターネット調査では、シンプルで白色系の形状のものを購入する保護者が多かったが、0～2 歳児を集めた実験では、目立つデザインや、明るい色の商品は乳幼児の興味を引きやすいことがわかった。

都生活安全課は、「キャップをつけたことに安心せず、子どもの行動には常に注意を払って欲しい」と警告している。

ここがポイント

異物挿入による感電を防止するために使用されるコンセントキャップが誤飲につながる危険性があることが、東京都生活文化局消費生活部より「いたずら防止用コンセントキャップに関する調査」として報告されました。本調査によればコンセントキャップの保護者認知度は高く約 6 割に達していました。

この調査ではキャップを外し口に入れた乳幼児は、18 ヶ月未満でキャップを外した乳児の半数以上にのぼり、その大半を簡単に手で外せるキャップが占めましたが、道具を使用して外すタイプのキャップも幼児が外したという情報も寄せられています。

国内ではコンセントキャップに関わる規制や基準が無く、製造事業者各社の基準によって製造販売されています。本製品の使用家庭には幼児がいることが想定されますが、今回の調査対象製品では、製品の約半数に「保護者の監督下で使用」など子供に関する注意表示がありました。

しかしながら、本件において注意表示以前に重要なことは、製造事業者各社で製品のリスクアセスメントを確実に実施することといえます。製造事業者は幼児を保護者が見ていない瞬間があることを想定し、製品設計段階において、幼児が興味を示さない形状や色、指先がかからない点などに留意することが重要です。また、器具を使わなければ取り外しができない構造・ダブルアクションによるロック解除などチャイルドプルーフ構造の検討も必要と考えられます。

加えて、万一口に入れてしまった場合の検討もリスクアセスメントの重要な検討課題です。製造事業者は、幼児に関係する玩具規準（ST 基準）なども参考に、万一の場合に空気流路の確保可能な形状の製品設計を行うことの検討も含め、製品設計段階で十分リスクアセスメントを行い本質安全の観点からリスク低減対策を講じる必要があります。その上で残留リスク

について消費者に対し適切に情報提供を行うことにより事故防止を図ることが求められます。

消費者庁、食品表示に関連する 3 法を新法に一元化

(2012 年 7 月 21 日 新潟日報他)

現在、食品の包装に記載される表示は日本農林規格（JAS）法、食品衛生法、健康増進法の 3 法に基づく情報が混在し、内容が多すぎて分かりにくいといった指摘がある。一元化後の新制度では消費者に重要な情報を厳選して表示を簡素化し、高齢者でも見やすいよう文字を大きくする。また、健康への関心の高まりを受け、これまで任意だった栄養表示を、原則全ての加工食品に義務付ける。

ここがポイント

消費者庁では、平成 23 年 9 月から平成 24 年 8 月まで「食品表示一元化検討会」を開催し、食品表示に関する一元的な法律の制定に向けて検討を重ねてきた結果を、本年 8 月 9 日に「食品表示一元化検討会報告書」として公表しました。

食品表示規制の複雑さの問題については、現在、原材料名や原産地などに関する事項は JAS 法、添加物や食物アレルギーなどに関する事項は食品衛生法、栄養成分に関する事項は健康増進法と、適正な食品表示を行う上で参照すべき規定が分散している上、各法令間で用語の定義が統一されていないため※、業者間で表示にバラつきが生じる原因となっています。今回の一元化によりこういった問題は大幅に解消されるものと考えられます。

※例えばバルクで仕入れて小分け包装をした業者は JAS 法では加工者となる一方、食品衛生法では製造者となる。天日干し乾燥果実は JAS 法では加工食品にあたる一方、食品衛生法では生鮮食品となるなど。

食品表示規制の複雑さの解消に加えて、今回の一元化の検討においては、「文字の大きさ」や「栄養表示」など、従来の食品表示の改善についても取上げています。

「文字の大きさ」について

現行では原則 8 ポイント以上とされていますが、高齢化社会を踏まえ、新法では高齢者でも読取れる文字の大きさに改正する方向が示されています。商品によっては限られたスペースで表示しなければならない場合もありますが、これについても、複数面への記載の容認など現行の記載ルールの緩和の必要性について指摘がなされています。

「栄養表示」について

エネルギーやたんぱく質、脂質など栄養成分の表示義務付けが課題となっています。栄養表示に関しては、以前から義務化されている米国に続き、中国やインドなどにおいても導入が進み、昨年 12 月には EU でも製品への栄養成分の表示が義務化されています。日本では新法の施行後 5 年以内の義務化を目指していますが、食品事業者においては、栄養成分の分析や計算、包装資材の切替えも考慮して、義務化に向けた準備を進めておく必要があります。

なお、社団法人食品産業センター「食品事故情報告知ネット」の直近データによれば、2010 年の回収事故 651 件中、食品添加物、アレルギー表示などの不適切な表示による回収は 177 件、全体の 27% に上り、部材管理の不徹底からサプライヤー由来の食品事故も散見されます。食品に関連する事業者においては、食品表示を含めた SQA(Supplier Quality Assurance：品質仕様書)や COA（Certificate of Analysis：分析証明書）、仕様変更管理など、取引先管理や監査は必須であり、社外専門家なども活用しつつ取引先管理や監査を含めた食品安全管理態勢の整備、改善の取組みが望まれます。

(独) 国民生活センターは、消費者からの「携帯用魔法瓶に初めて熱湯を入れたら、閉めた中ぶたが上方にずれてやけどした。原因を調べてほしい」という依頼を受けて原因究明のためのテストを行い、その結果を発表した。

テスト結果によれば、原因は“当該商品の口金の外径が小さく中ぶたとの接触範囲が狭いことから、中ぶたをしっかりと閉めても熱湯による蒸気圧に耐えることができずずれて、熱湯が漏れた”と考えられたとのこと。

このテスト結果を受けた当該製品の事業者が行った確認により、“口金のネジ山が設計よりも低いため外径が小さくなっていた”ことが判明したため、次のような事故の再発・拡大防止策と被害者への補償を実施した。

- ・ 正規のネジ山の高さに加工した測定器具を製作して、製品のネジ山加工後にネジ山高さの測定を行う
- ・ 在庫品の全数確認
- ・ 被害者に対する商品代金の返金と、治療費等の支払い

ここがポイント

携帯用魔法瓶は、比較的簡単な加工技術・設備により生産が可能であるため事業者としては市場に参入しやすい反面、価格競争によるコストダウンの要求が厳しい消費生活用製品の一例です。このような製品の安全確保を使用者の視点から見れば、以下 2 点を両立させることが設計、開発、生産を通じて最も重要な課題といえます。

- ・ コストを抑えるために出来るだけ簡単な構造・加工を保つこと
- ・ 年少者や高齢者でも使用できる操作の容易性と存在するハザード（危険源：本製品の場合は容器に入れた熱湯が漏れることにより使用者がやけどを負う可能性）によるリスクを低減させること

一般に、製品を上市するにあたっては、製品の企画から設計・開発を経て量産開始に至る間に、数次にわたるリスクアセスメントとデザインレビューが繰り返され、試作品で製品の安全性（この事例で言えば、中ぶたを閉めて熱湯が漏れないこと）を確認した後に量産を開始することになります。

今回の事例では、“口金のネジ山が設計よりも低いため外形が小さくなった”という製造工程での加工ミスと、加工後の検査不備が事故の原因とされていますが、「量産開始を決定する際に試作品で実際の使用を想定しての安全確認が適切になされていたか？」などについて、検証する必要があります。

口金の加工にかかわらず、製品を設計値通りに製造するには、加工方法と材料により影響を受ける被加工品の変形を前もって設計時点でおり込むことが必要で、これらのノウハウを社内で正しく蓄積（マニュアル化による情報共有および暗黙知の継承）することにより、試作段階において量産開始後の加工ミスの可能性を出来る限り排除すべきです。検査により加工後の不適合品を排除することも大切ですが、設計・加工を含むプロセス全体を通じて適合品の生産を確保出来るような仕組みを構築することが重要です。

海外の PL 関連情報

米連邦裁判所、スペイン語での警告を行う自動的な義務はない旨の判決

米国の連邦第 11 巡回区控訴裁判所において、本年 6 月、プロパンガスを燃料とするポータブル赤外線ヒーターの誤使用による火災事故訴訟に関して、製品警告について英語のほかにスペイン語で行うことが義務付けられるものではない旨の判決を下した。

ここがポイント

本訴訟の原告はマイアミに住むヒスパニック系移民であり、スペイン語を話し英語はほとんど理解しません。原告はホームセンターでプロパンガスを燃料とするポータブル赤外線ヒーターを購入しましたが、製品の警告表示が不明確かつ英語のみであったため、本来屋外使用のみのヒーターを誤って屋内で使用した結果、火災が発生し損害を被ったとして、ヒーターの製造業者および販売業者（ホームセンター）を訴えたものです。

原告は、訴訟における主張の中で、フロリダ州法の規制に照らした警告表示の不適切性に加えて、被告製造業者と販売業者は、マイアミのヒスパニック・コミュニティに対して意図的に売り込みを図っており、英語のほかスペイン語の警告がないことは不適切である旨、主張しました。

判決においては、本製品の警告表示はヒーターの屋内使用の危険性について適切にイラストおよび文字により表示しており適法である旨判示するとともに、警告表示が英語のみである点についても、被告企業がスペイン語のメディアを通じてヒスパニック・コミュニティに対して意図的に売り込みを図ったという証拠はないとして、スペイン語の警告表示がなくとも問題はないとの見解を示しました。

本件において裁判所は、ヒスパニック・コミュニティへ意図的な売り込みを行った事実がないことを踏まえ被告製造業者と販売業者の責任を認めず、「複数言語での警告表示の義務が製造業者に自動的に生じることはない」ことを示しましたが、仮に英語以外の言語を使用するコミュニティに対して、メディア等を使って意図的な売り込みの事実があった場合には、英語以外の言語での警告表示が求められる可能性を示唆しているとも考えられ、留意が必要です。

米 CPSC が強力磁石を使用したデスク製品の製造業者を告発

米国消費者製品安全委員会（CPSC）が、強力な磁石を使用したデスク製品の子供による誤飲の危険性※について問題視していることについては、本誌 2012 年第 2 号にてふれたとおりであるが、CPSC は、本年 7 月 25 日、本製品の製造事業者等に対して、製品の販売停止等を求める行政上の告発（administrative complaint）を行ったことを公表した。

※当該製品は 5mm 程度の小さなボールで、多数のボールを組み合わせるにより様々な形を作ることができる大人向けデスク製品だが、子供が複数の磁石を誤飲した場合、体内で磁石が引き合い腸の閉塞や穿孔など重大な事態となる。

ここがポイント

今回の告発は、消費者用製品安全法（Consumer Product Safety Act）15 条により、特定製品が消費者に著しい危険を及ぼすことを CPSC が認識した場合、製造業者および販売業者に対して製品の危険性の告知や回収、払い戻し等を求めることができる旨定められていることに基づく対応であり、今回の告発の中で CPSC は、本製品の製造業者およびすべての販売業者に対して製品の即時

販売停止と製品購入者への払い戻しなどを要求しています。

なお、本製品は本製品の製造業者の唯一の製品であり、今回の告発は当該製造業者に対して事実上廃業を求めるものであり、今回の告発に対し、当該製造業者は、CPSC の措置は不当として訴訟を提起しています。

CPSC が今回の措置に及んだ背景には、製造業者の協力を得て製品の警告表示の改善や危険性の消費者への周知に努めたにもかかわらず、その後も誤飲事故が一向に減らないことがあり、CPSC によれば今回のような告発は過去 11 年間で今回が 2 回目と、まれな措置であることは事実です。しかし、本件は、本来大人向けの製品であっても子供への危険性が大きく、事故が続くような場合には、CPSC として従来以上に強い姿勢で臨むことの一つの表れとも考えられ、今後の動向に留意が必要と考えられます。

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

- ・株式会社インターリスク総研は、MS & AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。
- ・本号の記事でも取り上げておりますように、リスクアセスメントの確実な実施を含め製品安全管理態勢の構築・整備は、事業者の皆様にとってますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、「リスクアセスメント・ハンドブック（実務編）」や「製品安全に関する事業者ハンドブック」の策定など官公庁からの受託調査業務のほか、事業者の皆様の製品安全に関する態勢構築・整備のご支援、新製品等個別製品のリスクアセスメントなど、製品安全管理全般にわたり、多くの事業者の皆様のニーズに対応したコンサルティングを行っています。
- ・弊社ではこのような豊富な受託調査、コンサルティング実績をもとに、製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL Master」をご用意しています。

製品安全・PL 対策の総合コンサルティングサービス「PL Master」



「PL Master」はじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研コンサルティング第一部 CSR・法務グループ（TEL. 03-5296-8912）、またはお近く三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2012